

マイナンバーカードが、順次健康保険証として利用可能になります



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

令和3年10月20日から順次、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは？

- 受付が便利になります
医療機関や薬局の受付に顔認証付きカードリーダーが設置されていれば、顔認証による自動受付が行えます。

過去のデータが参照できます

- 過去のデータが参照できます
アプリ「マイナポータルAP」やホームページで自身の薬剤情報や医療費通知情報が閲覧できるほか、本人が同意をすると、初めての医療機関でも医師が特定健診情報や薬剤情報を参照でき、正確な情報を共有できます。

- 限度額を超える医療費の一時払いが不要になります

一度払いが不要になります
限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

- 就職・転職・引越をして健康保険証として使えます
就職や転職後に、新しい医療保険者への手続きが済んでいれば、健康保険証発行前でもマイナンバーカードを使っ

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申し込みが必要です！

まずは必要なものをチェック！

- ① 申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (またはPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータルAP」のインストール



iPhone



Android

STEP1

● アプリ「マイナポータルAP」を起動する。

STEP2

● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます

STEP4

● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにピッタリと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

※ スマホなどをお持ちでない方は、市役所本庁舎1階の国保年金課(6番窓口)でも申し込みの支援を行っています。申し込みの支援に関するお問い合わせは、国保年金課(☎381-1028)、医療助成課(☎381-1403)へ。

マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みのお問い合わせ先

※ 制度の詳細も、こちらへお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って

「4→2」の順にお進みください

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分~20時00分

土日祝: 9時30分~17時30分

▼ 現在お持ちの健康保険証も、変わらず使用することができます

また、マイナンバーカードが利用可能かは医療機関や薬局に直接ご確認ください。

必要なため、健康保険証は破棄しないでください。

▼ マイナンバーカードの保険証利用に対応していない医療機関、薬局もあります

⚠️ ご注意ください

- 確定申告が簡単になります
アプリ「マイナポータルAP」やホームページを通して、令和3年10月以降の医療費通知情報が自動入力され、確定申告の医療費控除が簡単になります。

マイナポイントの申し込みはお済みですか

今年の4月末までにマイナンバーカードを申請された方は、マイナポイントの対象となります。ポイントを受け取るためには、手続きが必要になりますので、忘れずに手続きをしてください。

また、市役所から「マイナンバーカードのお受け取りについてのご案内」が届いた方で、まだカードを受け取られていない方は、お早めに受け取りのご予約をお願いします。

【詳細】 戸籍住民課 ☎381-1020

カード受取予約ダイヤル(平日 9:00~17:00) ☎381-1146

ポイントを受け取るには、下記①、②の手続きが必要です

① マイナンバーカードを使って専用サイトから申し込む。

② 今年の12月末までにチャージまたはお買い物をする。

※ 市役所本庁舎と大麻出張所にマイナポータル用端末を設置していますので、ご利用ください。(平日 8:45~17:15)

専用サイトは、右のQRからご確認ください。



11月9日は、

119番の日

【詳細】

消防署管理課指令係 ☎ 382 5453

11月9日は119番の日です。いざという時のために、119番のかけ方を確認しましょう。

通報で伝えること

「火事」「救急」の区別、場所（携帯電話の場合は市町村名）、氏名や状況、体温などがわかった段階で出動します。

通報時は、指令員の問いかけに答えてください。

電話の受け答えが困難な方はファクスやEメールで通報できます

ファクスの通報用紙は、消防本部のほか、ホームページで入手可。Eメールによる通報は登録制です。詳細は消防署管理課指令係（Eメール shirei@city.ebetsu.lg.jp）にお問い合わせください。

「火事」「救急」の区別、場所（携帯電話の場合は市町村名）、氏名や状況、体温などがわかった段階で出動します。

災害情報や病院の問い合わせ

119番を使用せず次の番号へ

● 災害情報：消防本部災害案内 ☎ 384-1199

● 病院について：救急医療情報案内センター ☎ 0120-20-8699

携帯電話からは ☎ 221-8699

聴覚や言語機能に障がいのある方が対象 Net119 緊急通報システム

● Net119 緊急通報システムの概要

- ・携帯電話やスマートフォンで、ウェブサイトを使用した画面操作により通報が可能
- ・GPS機能により、現在地の通知が可能

● 使用方法

「Net119 緊急通報システム」による通報は登録制です。利用をお考えの方は消防署管理課指令係 (Email:shirei@city.ebetsu.lg.jp Fax:382-8061) へお問い合わせください。

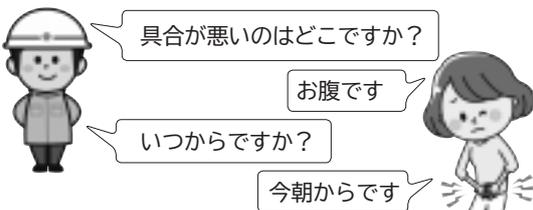


救急、火事のどちらかを選択

通報している場所(自宅か外出先)を通知

外出先なら、地図で場所を通知

通報受付後はチャット機能でやり取りが可能です。



具合が悪いのはどこですか？

お腹です

いつからですか？

今朝からです

※ 災害時には早期周知を目的にサイレンを吹聴する場合があります。(平常時に機能試験のため、昼の12時頃にも吹聴します。)

灯油を使う前に点検を！

【詳細】 環境課 ☎ 381-1019

毎年、ホームタンクからの灯油漏れ事故が発生しています。

灯油漏れが起こると、汚染土砂の処理や下水道管の清掃などに多額の費用が必要となる場合があります、すべてホームタンクの所有者など事故の「原因者」の負担になります。

事故を未然に防ぐためにも日頃からの点検が重要です。降雪でホームタンクの点検がしづらくなる前に、点検を行きましょう。

☑ 灯油タンク点検項目

- 家の周りで灯油の臭いがしないか、油量が急激に減っていないか
- 油量計のカバーは割れていないか、ゲージが滑らかに動くか
- 接合部からの灯油漏れはないか、水抜きバルブの緩みはないか
- 送油管の折れ曲がりはないか、老朽化していないか
- ストレーナーカップにひび割れや緩みはないか
- 給油時に灯油がこぼれていなかったか

点線部分をチェック！

▲油量計(ゲージ)



点線部分をチェック！

拡大図

◀接合部

▶送油管

水抜きバルブ▲

▲ストレーナーカップ